

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、**むやみに他人に提供することはできません。**



- マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きのために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供します。
- マイナンバーを不正に入手することや、マイナンバーを取り扱う者がマイナンバーを不当に提供することは、処罰の対象となります。

個人情報の安心・安全は？

マイナンバー制度において、個人情報を保護し、安心・安全を守るため、様々な措置を講じています。

法律に定められた場合以外でマイナンバーをやりとりしません

法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。

法律違反の罰則が厳格化されています

マイナンバーに関して法律に違反した場合は、これまでの個人情報保護法よりも重い罰則が科せられます。

情報は一元管理されません

個人情報を一元管理するのではなく、これまで通り、年金情報は年金事務所、税情報は税務署といったように分散して管理します。

- 平成27年10月から、あなたのマイナンバーを知らせる「通知カード」が、世帯ごとに送付されます。
- マイナンバーが記載されている通知カードは大変重要です。廃棄したり紛失したりしないように注意してください。
- 通知カードは、住民票に登録されている住所あてに送られます。現在お住まいの住所地と住民票の住所が異なる方は、異動をお願いします。



住民票異動のお問い合わせ 尼崎市役所コールセンター 06-6375-5639

マイナンバー制度に関する詳しい問い合わせ先（土日祝を除く 9:30～17:30）

0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

0570-20-0291（外国語〔英・中・韓・スペイン・ポルトガル〕対応）

マイナンバー通信（第1号）

～マイナンバー制度が始まります～

発行元：尼崎市 尼崎市東七松町1-23-1 総務局 情報活用・公開担当 TEL 06-6489-6171
市民協働局 マイナンバーカード普及担当 TEL 06-6489-6532

マイナンバー制度とは？

公平・公正な社会の実現

情報連携により、正確な所得を把握して適正な税制度を運用したり、他の行政サービスの受給状況を確認して、不正な給付を防止し、本当に困っている方へのきめ細かな支援や情報提供が行えるようになります。

利便性の向上

住民票や市県民税課税額証明書など、これまで必要だった書類が不要になることで、手続きの負担が軽減されます。

行政の効率化

異なる行政機関との迅速な情報連携が図られることで、手作業で行っていた事務が、より正確かつ効率的にできるようになります。



マイナンバーのスケジュール

いつ通知されるのか

平成27年10月から、住民票を有するひとりひとり（外国人の方も含まれます。）に12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。「通知カード」は、世帯ごとに送付されます。

通知カードとは

氏名・住所・性別・生年月日にマイナンバーが記載された名刺ほどの大きさの紙のカードです。平成28年1月以降、本人確認や各種手続きに使うカードになりますので、廃棄したり紛失したりしないように注意してください。

通知カードの送付先

通知カードは、住民票に登録されている住所あてに簡易書留で送られます。確実に通知カードを受け取るため、現在お住まいの住所地と住民票の住所が異なる方は、異動をお願いします。（DV等の理由により現住所が住民票に登録されている住所ではない方への対応については後日お知らせします。）

個人番号カードとは

平成28年1月以降、申請により個人番号カード（顔写真やICチップが搭載されたプラスチック製のカード）を交付します。個人番号カードの申請は10月から行います。詳細は、後日お知らせします。

